

## クアラルンプール日本人会「部」規定

1995年07月18日制定、1995年08月22日改定、1998年12月15日改定、2001年05月15日改定、  
2004年03月16日改定、2012年07月01日改定、2013年01月15日改定、2014年12月16日改定、  
2015年04月21日改定、2015年06月27日改定

1. 「部」は会員相互の親睦と日馬交流、友好親善を深める事を目的とし、営利を求める活動をしてはならない。また、全ての会員は入部を申込む権利を有する。
2. 1年以上の定期的活動を続けた同好会の内、文化及びスポーツ活動を担当する理事を通じて、理事会にその発足を申請、認可されたものを「部」とする。尚、部員はクラブの会員でなければならない。
3. 「部」はその部員の互選により部長（リーダー）及び副部長（副リーダー）を選出しその氏名を理事会に届け出るものとする。
4. 「部」部長はその「部」の運営の任に当たり、その活動は自治的に運営され、毎年度末にクラブの要請に基き、その活動内容を報告するものとする。また、必要に応じて、委員長および理事は活動内容を確認することができる。活動内容が、申請時の目的・内容と異なっていたり、活動状況が極めて低調であったり、活動人数が5人以下になった場合は、担当委員長は廃部または同好会への降格を理事会に提案することができる。「部」の活動は民主的自治の原則により運営されることから、クラブはその運営上の諸問題に関しては、会則や規定に反しない限り原則として関与しない。
5. 「部」はクラブの諸施設を無料で使用できるが、その使用申請を事務局に提出、使用日程、時間については事務局と事前に調整するものとする。諸施設の利用にあたり、たとえ調整後であっても理事会または事務局よりの施設利用の中止、施設の変更などの指示があった場合はこれに従うものとする。クラブの諸施設・什器・備品は、クラブの管理下にあり、特定の部・同好会・会員が占有するものではない。
6. クラブハウス以外で「部」が活動を行う場合は、その場所、日程、行事計画等を事前に事務局に連絡するものとし、又、当該活動場所を管理、運営する機関の施設利用規則を遵守しなければならない。日本人学校の施設を利用する場合も同様とする。
7. 「部」活動によって発生する「個人に係わる怪我、事故」および「利用するクラブの施設、クラブ以外の施設に対する損害」は部員または「部」が負うものとし、クラブはその責任を負わない。部長は、活動の実態を勘案し、必要と判断される場合、部員が適当な保険に加入するよう指導する。
8. 「部」はその活動資金の一部として、活動補助金をクラブに申請することが出来る。活動補助金の申請・使用報告は別途、事務局を通じて担当理事宛、毎年3月末日迄に行うものとする。別途定める“スポーツ活動部・文化活動部への活動補助金ガイドライン”の支給対象に合致しない補助金使用が検出された場合は、その返還を求め、以後補助金を支給しないことがある。
9. 部活動を一旦休止する場合、その期間が1年を超えないときは休部とし、1年を超えるときは廃部とする。なお、活動補助金は活動停止にあたりクラブに廃部時点の残金を返金するものとする。
10. 休部中の部が活動の再開を希望する場合、速やかに文化・スポーツ活動委員長宛に活動再開届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
11. 理事会は部の活動状況によりその活動停止または廃止を命ずることができる。
12. 「部」はクラブの会則に則り、その活動に関する規約を定めるものとし、クラブはその提出を求めることが出来る。なお会員の個人情報取り扱いに関しては細心の注意を払い、個人情報を漏洩したり、目的以外の使用など許容しがたい行為がなされた場合、或いは部がクラブの会則の第3条、第15条、第22条等の規定にそぐわない活動が見られた場合には理事会は会則5条、ならびに部規定11条により、厳正な処置を行うことが出来る。またマレーシア個人情報保護法（Personal Data Protection Act 2010）が適用される事もありうる。

以上